

## 山梨 YMCA 野外活動事業における COVID-19 予防対策について

上記の感染症対策に準じ、持ち込まない広げない、根拠に基づいた適切な感染症対策を行い、安心安全な野外活動を行う。

### 1.山梨 YMCA 野外活動実施時の確認事項

#### 1.1 野外活動実施基準

- 1.1.1 政府の緊急事態宣言に基づく都道府県の外出自粛要請下でない。
- 1.1.2 都道府県独自の基準による緊急事態宣言がない。
- 1.1.3 まん延防止等重点措置がとられている都道府県への移動の場合、十分な感染対策が行える。
- 1.1.4 参加者及び保護者、活動先、施設の理解がある。
- 1.1.5 ガイドラインに基づき事業が計画され、3密を計画上回避できている。
- 1.1.6 参加者・スタッフ総人数を入れて 50 名以内である。※集合解散時別途 3 密対策実施。
- 1.1.7 参加者・スタッフ全員分のマスク装着が確保できる状態にある。※各自持参が原則。
- 1.1.8 来館時、受付において健康チェック及び非接触での体温測定ができる。

#### 1.2 スタッフ・リーダーの参加基準

- 1.2.1 プログラムの 14 日前から確定症例（発熱・咳など）がある方との接触がない。
- 1.2.2 参加当日を含めて、7 日以内に摂氏 37.5 以上の発熱、咳、のどの痛み、倦怠感などの体調不良がない。各自プログラム 7 日前から体調チェックを行い、異常がある場合は参加をしない。
- 1.2.3 14 日以内に日本国外全域への渡航をしていない。

#### 1.3 参加者の参加基準

- 1.3.1 参加者は開催日の 7 日以内に摂氏 37.5 以上の発熱、咳、のどの痛み、倦怠感などの体調不良がない。
- 1.3.2 参加者、家族または接触者にプログラムの 14 日前から COVID-19 陽性者がいない。
- 1.3.3 参加者の通う園、学校でプログラムの 7 日前から COVID-19 を原因とする休校措置が発生している。または、保護者の方の勤務先で COVID-19 を原因とする休業などが発生している場合は、山梨 YMCA に連絡し措置をとる。
  - 1.3.3.1 園、学校での休校措置がクラス、学年等限定的であり、確定症例がある方及びその方が触れた未消毒の物品との接触がない。

1.3.3.2 園、学校、保健所または医療機関等より COVID-19 に関する指導がない。

1.3.4 飛沫を予防するためのマスクを予備含め各自で用意できる。

## 2 イベント実施における感染対策

### 2.1 リスク評価を徹底する。

#### 2.1.1 環境整備（3密回避）

屋内や自動車を用いる場合、換気の為窓またはドアを開放する。常時開放が厳しい場合は1時間に10分程度の換気を行う。屋内を使用する場合、施設定員の半分以下での利用とする。配膳や食事時は1メートル以上の距離を置き、マスク未着用時は必要最低限の会話を避ける。不特定の人々と交わる空間の飛沫範囲内に行動が伴う場合は屋外であってもマスクを着用する。

#### 2.1.2 手洗い、手指消毒の徹底

食事前やバス自動車乗車前、外出から戻った際等、必要に応じたタイミングで石鹸による手洗い、アルコールによる手指消毒を実施する。また、公衆衛生指導の時間を確保した運営を行う。

### 2.2 場面に応じた感染対策を実施

野外活動を行う際の感染対策を考えるうえで、段階を大きく以下の3つに分け対策を講じる。

- (1) 集合から現地への移動並びに現地から移動、解散まで。
- (2) 現地での生活
- (3) 現地での宿泊

#### 2.2.1 集合から現地への移動並びに現地から移動、解散までの対策

2.2.1.1 20名以上の活動は、受付と参加者の滞留場所、保護者の待機場所を分けて行う。原則として見送りはなしとするが、早めに到着された保護者は屋内であれば廊下や別室、屋外であれば参加者と一定距離離れ密接を緩和する。

2.2.1.2 マイクロバス等 YMCA 公用車を使用するときは、車両の乗車定員の半分を目安とする。他社の貸し切りバスを使用する際はバスの換気性能や定員数等事前に把握する。バス移動時は1時間に10分程度の休憩をはさみ、換気を行う。

2.2.1.3 電車、路線バス（他公共交通機関）を使用する場合は、混雑時間に配慮し分散乗車を行う。

2.2.1.4 移動時は全員マスクを着用し、なるべく座席を指定する。スタッフ・リーダーが条

件を出すのではなく、メンバーが自主的に行動できるように留意する。

2.2.1.5 集合時検温し、解散時体調確認する。

## 2.2.2 現地での生活

2.2.2.1 屋外での活動を基本とする。屋内の場合はガイドラインに則り必要な対策を講じる。

2.2.2.2 水分補給は自分の水筒からのみ行う。プログラム前後で消毒実施した山梨 YMCA の給水ジャグを使用する。給水はマスク着用、手指消毒を行ったリーダーのみで行う。その際リーダーはガイドラインに則りプログラム前の健康状態に問題がないことを確認する。

2.2.2.3 野外での遊びや活動時はマスクを着用するが、距離感については制限を設けない（手をつなぐ等）。しかし、激しい遊びや活動を行う場合、熱中症や酸欠による体調不良等を考慮し、参加者間の距離が1m（可能であれば2m）以上確保でき、密室ではないということを経験にマスクを外して良いこととする。

2.2.2.4 野外調理は原則として加熱調理するものを選択する。調理前に手洗いマスク着用を必ず行い、摂氏70、5分以上の加熱をする。加熱調理をしない、もしくは摂氏70に満たない加熱の調理の場合、調理者は最低限の人数で行い、前述に加え手袋を着用する。食事、おやつの時間、準備や配膳等する者はその間顔（口、鼻、目）に手が触れることのないようにする。

2.2.2.5 手洗い後のタオル等共有するものの使用を避け、持参物あるいは使い捨ての物品を使用する。

2.2.2.6 消毒キットやマスク等は予備を確保し、メンバー、リーダー、ディレクターそれぞれに不足が生じた場合も対応できるようにする。

2.2.2.7 物品、設備等使用前後に現地スタッフと共に消毒を実施する。

## 2.2.3 現地での宿泊

2.2.3.1 宿泊施設を使用するときは、部屋の定員を通常の半分が目安とする。靴置き場、荷物置き場等密集しないようにする。

2.2.3.2 各部屋前あるいは共有スペース前に消毒液を設置する。確保が難しい場合は各グループリーダーが携帯し、都度消毒を実施する。

2.2.3.3 入浴は通常より少人数、短時間で行う。マスク未着用になるため可能な限り距離を置き、会話は控える。

2.2.3.4 1日2回朝夕の検温を全員に行う。1日を通しての体調変化に注意し、熱中症等の症状の場合は現場で判断し対応する。

2.2.3.5 ベッドメイキングは顔の位置が隣り合わない向きにする。就寝時はマスク未着用。天候等状況によるが原則として換気を行う。

2.2.3.6 マスクは日ごとに新しいものを着用する。

2.2.3.7 緊急用の別室を確保する。

### 3 感染対応

#### 3.1 発生現場での対応

野外活動状況に合わせ対策を講じる。

- (1) プログラム前に発生
- (2) プログラム中に発生
- (3) 宿泊中に発生

##### 3.1.1 プログラム前に発生した場合

対象者がいつどこで感染したのかに合わせ対応する。

###### 3.1.1.1 参加予定メンバー内で発生

メンバーが山梨 YMCA 会員で日常的に YMCA を利用している場合、過去 2 週間の YMCA 利用や接触者を把握する。当該メンバーの登校登園する学校、園の対応、山梨 YMCA の他部門と検討し、プログラム実施に支障がなければ実施する。メンバーが YMCA を過去 2 週間以内に利用していない場合、他メンバーやその他の YMCA 利用者との YMCA 外での接触がないか確認する。

###### 3.1.1.2 参加予定リーダー内で発生

リーダーが山梨 YMCA に過去 2 週間以内に来館していた場合、接触者等を把握する。他リーダーやその他の YMCA 利用者との YMCA 外での接触がないか確認し、支障がなければ実施する。リーダーの接触者が多く、リーダー欠席によるプログラム進行への障害が大きいと予想される場合はプログラムを中止する。

###### 3.1.1.3 参加予定ディレクター内で発生

該当プログラム及び療養後寛解するまでのプログラムを中止する。

##### 3.1.2 プログラム中に発生した場合

リーダー、メンバーになるべく動揺を与えないように行動する。

###### 3.1.2.1 メンバー、リーダー内で発生、または参加前の接触者で感染者が発生

濃厚接触者（同バス乗車、物品共有者、密接者等）を保健所とのやり取りの中で把握。ディレクター2名の場合、同バスの運転手を務めたディレクターが濃厚接触者に該当する者を乗せ速やかに山梨 YMCA に帰館する。ディレクターが1名の場合、感染者、濃厚接触者を隔離し、総主事に連絡、判断を仰ぐ。なお、保健所の指示によりこの限りではない。

###### 3.1.2.2 ディレクター内で発生。

濃厚接触者（同バス乗車、物品共有者、密接者等）を保健所とのやり取りの中で把握。プログラムを中断し、感染者、濃厚接触者を隔離。総主事に連絡、判断を仰ぐ。なお、保健所

の指示によりこの限りではない。

### 3.1.3 宿泊中に発生した場合

入浴時、就寝時、食事時等発生時間によって初期行動は変動するが、参加者の安全確保を最優先に行う。濃厚接触者（同室宿泊者、物品共有者、密接者等）を保健所とのやり取りの中で把握。プログラムを中断し、感染者、濃厚接触者を隔離。総主事に連絡、判断を仰ぐ。なお、保健所の指示によりこの限りではない。

山梨 YMCA 野外事業部

2020年6月3日作成  
2020年11月25日改訂  
2021年5月12日改訂  
2021年6月8日改訂